

大学院教育学研究科規則

(平成16年島大教育学部規則第2号)

[平成16年 4月 1日制定]

[令和 3年 2月24日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項については、大学院学則(平成16年島大規則第3号)及びこれに基づく特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 研究科は、専門分野に関する高度の専門的知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする。

(専攻及び課程)

第2条 研究科に置く専攻及び課程は、次のとおりとする。

教育実践開発専攻 専門職学位課程

(専攻長)

第2条の2 研究科の専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

(再入学者、転入学者及び転専攻者の修業年限)

第3条 再入学、転入学又は転専攻を許可された者の修業年限は、当該志願者の合否を決定するときに、研究科教授会の議を経て決定する。

(再入学者、転入学者及び転専攻者の在学年限)

第4条 再入学、転入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、別に定める。

(教育方法)

第5条 教育実践開発専攻における教育は、授業科目の授業により行う。

(教育方法の特例)

第6条 研究科教授会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第7条 研究科における授業科目及び単位数等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 研究科教授会が教育又は研究上必要と認めたときは、前項の授業科目のほか、特別に授業科目を開設することができる。

(指導教員)

第8条 教育実践開発専攻においては、授業科目の履修の指導及びその他の指導を行うため、学生ごとに主指導教員1名及び副指導教員2名以上を定める。

2 主指導教員は、当該専攻を担当する専任の教授(特任教授を含む。)のうちから、研究科教授会の議を経て決定する。ただし、研究科教授会において必要と認めたときは、当該専攻を担当する専任の准教授又は講師を主指導教員とすることができる。

3 副指導教員は、当該専攻の授業を担当する専任の教員又は兼務担当の教員のうちから、研究科教授会の議を経て決定する。

(履修方法)

第9条 教育実践開発専攻の学生は、別表第2に掲げるところに従い、所定の授業科目のうち

から、46単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、学年又は学期の始めに履修しようとする授業科目を定め、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

3 前3項に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(長期在学プログラム)

第9条の2 教育実践開発専攻に、小学校教諭一種免許状の取得を目的とした3年課程のプログラム(以下「長期在学プログラム」という。)を置く。

2 長期在学プログラムの履修を許可された者は、教育学部において開設する授業科目のうち、小学校教諭一種免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

ただし、修得した単位は、第9条第1項に規定する修了要件の単位数には含めない。

4 前3項に定めるもののほか、長期在学プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修)

第10条 学生は、指導教員の指導により、他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により他の大学院の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ研究科長を経て、学長の許可を受けなければならない。

3 第1項の規定により修得した単位は、教育実践開発専攻においては23単位を限度として第9条第1項の単位に含めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、他の大学院の授業科目の履修については、別に定める。

第11条 削除

(単位の授与)

第12条 単位は、履修した授業科目について、授業担当教員が行う試験に合格したときに与える。

2 前項の試験は、学期末、学年末又は学期の中途において筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告書の提出等の方法により行うものとする。

(追試験)

第13条 病気その他やむを得ない理由により、前条第1項の試験を受けることができなかった場合は、研究科長に願い出て、授業科目担当教員の承認の上、追試験を受けることができる。

第14条 削除

(特別聴講学生)

第15条 特別聴講学生の受入れ等に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第16条 特別研究学生の受入れ等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第17条 研究科において所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類等は、別表第3に掲げるとおりとする。

(組織的研究等)

第18条 研究科において授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則（平成16年4月1日制定）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日において島根大学大学院教育学研究科に在学する者は、同研究科を修了するために必要であった教育課程の履修を、本研究科において行うものとし、本研究科は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程その他の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年2月16日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行し、この規則による改正後の島根大学教育学研究科規則第11条、別表第1の研究科共通科目並びに学校教育専攻（学校教育専修）及び別表第2の規定は、平成16年度入学生から適用する。

附 則（平成18年2月15日一部改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学、転入学又は転専攻する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月14日一部改正）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則別表第1教科教育専攻社会科教育専修については、平成18年度入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（平成20年2月20日一部改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月5日一部改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月4日一部改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月27日一部改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月28日一部改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月27日一部改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月15日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月25日一部改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月28日一部改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月6日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日一部改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

教育実践開発専攻

科目区分	授業科目	総単位	必修	選択	備考	
共通科目	科目 基盤	エビデンスに基づく教育改善	2	2		
		教職の理論と実際	2		2	
	科目 学校創造	社会変化と学校役割	2	2		
		多様化時代の学級経営	2	2		
		学校経営の理論と実践	2	2		
	科目 授業デザイン	カリキュラム開発の実践的研究	2	2		
		教科指導力向上のための授業研究	2	2		
		学びのユニバーサルデザイン実践演習	2	2		
	科目 子ども支援	共に生きる場としての学校教育研究	2	2		
		子ども理解・支援の理論と方法	2	2		
学校におけるガイダンス・カウンセリングの実践的研究		2	2			
選択科目	科目 学校創造科目	学校ビジョンの形成と具現化	2		2	
		教職員の職能開発の理論と実践	2		2	
		多様化時代のスクールリーダーシップ	2		2	
		学校の危機管理の理論と実践	2		2	
		地域と協働した学校経営	2		2	
		学校の組織マネジメント発展演習	2		2	
	科目 授業デザイン科目	授業デザインのための学習観の探究	2		2	
		資質・能力評価の探究	2		2	
		学習環境デザインの探究	2		2	
		子どもに応じた国語科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた社会科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた算数・数学科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた理科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた音楽科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた図画工作・美術科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた体育・保健体育科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた技術科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた家庭科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた英語科教育内容の開発	2		2	
		子どもに応じた道徳科教育内容の開発	2		2	
		資質・能力の育成をめざした国語科教育方法の探究	2		2	
		資質・能力の育成をめざした社会科教育方法の探究	2		2	
		資質・能力の育成をめざした算数・数学科教育方法の探究	2		2	
		資質・能力の育成をめざした理科教育方法の探究	2		2	
		資質・能力の育成をめざした音楽科教育方法の探究	2		2	

選択科目	授業デザイン科目	資質・能力の育成をめざした図画工作・美術科教育方法の探究	2	2	
		資質・能力の育成をめざした体育・保健体育科教育方法の探究	2	2	
		資質・能力の育成をめざした技術科教育方法の探究	2	2	
		資質・能力の育成をめざした家庭科教育方法の探究	2	2	
		資質・能力の育成をめざした英語科教育方法の探究	2	2	
		資質・能力の育成をめざした道徳科教育方法の探究	2	2	
		現代的課題に対応した国語科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した社会科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した算数・数学科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した理科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した音楽科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した図画工作・美術科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した体育・保健体育科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した技術科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した家庭科授業デザイン論	2	2	
		現代的課題に対応した英語科授業デザイン論	2	2	
		国語科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2	
		社会科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2	
		算数・数学科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2	
		理科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2	
		音楽科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2	
		図画工作・美術科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2	
		体育・保健体育科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2	
	技術科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2		
	家庭科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2		
	英語科の教育素材の研究と新しい教材開発	2	2		
	子ども支援科目	特別支援教育コーディネーター研究	2	2	
		発達障害児診断・アセスメント研究	2	2	
		特別な支援を要する子ども理解と教育支援A（知的障害）	2	2	
		特別な支援を要する子ども理解と教育支援B（肢体不自由）	2	2	
		特別な支援を要する子ども理解と教育支援C（病弱）	2	2	
		多職種連携による子ども支援と教師の役割	2	2	
	課題研究科目	地域教育課題セミナーⅠ（学校創造）	2	2	学校創造に関する研究テーマを設定した学生用
地域教育課題セミナーⅡ（学校創造）		2	2		
地域教育課題セミナーⅠ（授業デザイン）		2	2	授業デザインに関する研究テーマを設定した学生用	
地域教育課題セミナーⅡ（授業デザイン）		2	2		
地域教育課題セミナーⅠ（子ども支援）		2	2	子ども支援に関する研究テーマを設定した学生用	
地域教育課題セミナーⅡ（子ども支援）		2	2		

実習科目	地域教育課題探究フィールドリサーチⅠ（学校創造・初等）	4	4	学校創造に関する研究テーマを設定した学生（学部新卒学生）用
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅡ（学校創造・初等）	6	6	
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅠ（学校創造・中等）	4	4	
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅡ（学校創造・中等）	6	6	
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅠ（授業デザイン・初等）	4	4	授業デザインに関する研究テーマを設定した学生（学部新卒学生）用
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅡ（授業デザイン・初等）	6	6	
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅠ（授業デザイン・中等）	4	4	
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅡ（授業デザイン・中等）	6	6	
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅠ（子ども支援）	4	4	子ども支援に関する研究テーマを設定した学生（学部新卒学生）用
	地域教育課題探究フィールドリサーチⅡ（子ども支援）	6	6	
	地域教育課題探究プロジェクトⅠ（学校創造・初等）	4	4	学校創造に関する研究テーマを設定した学生（現職教員学生）用
	地域教育課題探究プロジェクトⅡ（学校創造・初等）	6	6	
	地域教育課題探究プロジェクトⅠ（学校創造・中等）	4	4	
	地域教育課題探究プロジェクトⅡ（学校創造・中等）	6	6	
	地域教育課題探究プロジェクトⅠ（授業デザイン・初等）	4	4	授業デザインに関する研究テーマを設定した学生（現職教員学生）用
	地域教育課題探究プロジェクトⅡ（授業デザイン・初等）	6	6	
	地域教育課題探究プロジェクトⅠ（授業デザイン・中等）	4	4	
	地域教育課題探究プロジェクトⅡ（授業デザイン・中等）	6	6	
	地域教育課題探究プロジェクトⅠ（子ども支援）	4	4	子ども支援に関する研究テーマを設定した学生（現職教員学生）用
	地域教育課題探究プロジェクトⅡ（子ども支援）	6	6	

備考

- 1 課題研究科目は、研究テーマにあわせて「地域教育課題セミナーⅠ」「地域教育課題セミナーⅡ」各2単位を選択する。
- 2 実習科目は、研究テーマにあわせて学部新卒学生は「地域教育課題探究フィールドリサーチⅠ」4単位、「地域教育課題探究フィールドリサーチⅡ」6単位を、現職教員学生は「地域教育課題探究プロジェクトⅠ」4単位、「地域教育課題探究プロジェクトⅡ」6単位を選択する。

別表第2（第9条関係）

教育実践開発専攻

授業科目の区分	単位数
共通科目	20
選択科目	12
課題研究科目	4
実習科目	10
大学院共通・連携科目	
合計	46

備考

教育実践開発専攻の履修方法

(1) 共通科目

10科目全てを必修とし、合計20単位を修得する。

(2) 選択科目

「学校創造科目」、「授業デザイン科目」、「子ども支援科目」の各必修科目2単位ずつの計6単位、指導教員の指導に基づき設定した研究テーマに関する科目のうちから6単位以上の合計12単位以上を修得する。

(3) 課題研究科目

1年次と2年次でそれぞれ2単位の合計4単位を履修し、主指導教員及び副指導教員の下で、研究を行う。

(4) 実習科目

1年次に160時間以上の実習で4単位、2年次に240時間以上の実習で6単位、合計400時間以上の実習で10単位を修得する。

(5) 大学院共通・連携科目

大学院共通・連携科目として別に定める科目のうちから履修することができる。ただし、修得した単位は、第9条第1項に規定する修了要件の単位数には含めない。

別表第3（第17条関係）

専攻名	種 類	教 科
教育実践開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，福祉，英語，情報
	特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)